

平成27年（2015年）

第4回定例会

議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

042-722-3111
内線 4717・4718

第1版 2015.11.20 調製

平成27年(2015年)第4回町田市議会定例会日程一覧表

※11月20日(金) 告示 議案配付 議会運営委員会
 ※11月25日(水) 正午 一般質問通告締切
 ※11月25日(水) 午後2時～午後5時 一般質問打ち合わせ
 11月26日(木) 午前10時～午後5時

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考
11	30	月	本 会 議 議会運営委員会	第99号議案、第101号議案 — 提案理由説明 — 質疑 — 表決 第87号議案～第98号議案、 第100号議案、 第102号議案～第110号議案 — 提案理由説明	
			常任委員会	建設	
12	1	火	議案説明会 全員協議会		
	2	水	議 案 調 査		
	3	木	本 会 議	一般質問	質疑通告締切 午後零時50分
	4	金	本 会 議	一般質問	
	5	⊕			
	6	Ⓜ			
	7	月	本 会 議	一般質問	請願・陳情受付締切 午後5時
	8	火	本 会 議 議会運営委員会	一般質問	
	9	水	本 会 議	一般質問	
	10	木	本 会 議 議会運営委員会	第88号議案～第98号議案、 第100号議案、 第102号議案～第110号議案 — 質疑 — 付託 第87号議案 — 質疑 — 付託 請願及び陳情の付託報告	議員提出議案提出締切 午後零時50分
	11	金	常任委員会	文教社会・建設	
	12	⊕			
	13	Ⓜ			
	14	月	常任委員会	総務・健康福祉	
	15	火	常任委員会	常任委員会予備日	
	16	水	議 事 整 理		委員会提出議案提出締切 午後零時50分 即決請願・委員会提出の 議員提出議案提出締切 午後零時50分
	17	木	議 事 整 理		
	18	金	議 事 整 理		
	19	⊕			
	20	Ⓜ			
	21	月	議 事 整 理		
	22	火	本 会 議 議会運営委員会	常任委員会審査報告 — 質疑 — 表決 議員提出議案 — 提案理由説明 — 質疑 — 表決 請願及び陳情の付託報告	

平成 27 年第 4 回定例会は、11 月 30 日（月）に招集され、12 月 22 日（火）までの 23 日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算 1 件、条例 11 件、その他が 12 件となっています。

予算案は、平成 27 年度（2015 年度）町田市一般会計補正予算（第 3 号）などが上程されています。条例案は、町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例などが上程されています。

その他、市民から提出された請願等が上程されます。

◆ 議案の内容 ◆

第 87 号議案 平成 27 年度（2015 年度）町田市一般会計補正予算（第 3 号）

第 88 号議案 町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

※ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関連する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 89 号議案 町田市職員の配偶者同行休業に関する条例

※ 地方公務員法の改正に伴い、職員の配偶者同行休業に関し、必要な事項を定めるため、制定するものです。

第 90 号議案 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

※ 特定空家等対策審議会及び農地利用最適化推進委員の設置に伴い、委員の報酬額を定める必要があるため、所要の改正をするものです。

第 91 号議案 町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第 9 条第 2 項に基づく個人番号及び特定個人情報の利用並びに同法第 19 条第 9 号に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるため、制定するものです。

第 92 号議案 町田市市税条例等の一部を改正する条例

※ 地方税法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 9 3 号議案 町田市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の制定に伴う住民基本台帳法の改正により、住民基本台帳カードが交付（新規交付、再交付）できなくなるため、廃止するものです。

第 9 4 号議案 町田市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

※ 町田市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、国民健康保険税の保険税率等の改定その他関連する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 9 5 号議案 町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例

※ 町田地区に子どもセンターを設置するため、所要の改正をするものです。

第 9 6 号議案 町田市空家等の発生の予防、適切な管理及び活用の促進に関する条例

※ 空家等に関する対策の基本理念、町田市、市民、空家等の所有者又は管理者及び事業者の責務、町田市特定空家等対策審議会の設置及び運営等について必要な事項を定めるため、制定するものです。

第 9 7 号議案 町田市斜面地における建築物の建築の制限に関する条例の一部を改正する条例

※ 建築基準法及び建築基準法施行令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 9 8 号議案 町田市農業委員会委員及び町田市農地利用最適化推進委員の定数条例

※ 農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数等について必要な事項を定めるため、制定するものです。

第 9 9 号議案 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更に ついて

※ 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体に青梅市及び浅川清流環境組合が平成 2 8 年 4 月 1 日から加入するため、同委員会共同設置規約を変更するものです。

第 1 0 0 号議案 鶴川市民センター改修工事請負契約

※ 竣工後 3 0 年を経過し老朽化した施設について、安全性及び耐久性を高める維持保全を目的とした改修工事を行うため、工事請負契約を締結するものです。

第 1 0 1 号議案 市有財産の無償譲渡について

※ 市有財産である「旧本町田西小学校・旧本町田中学校」の校舎等を学校法人桜美林学園へ無償で譲渡するものです。

第 1 0 2 号議案 損害賠償の額の決定について

※ 手術による後遺障害の発生に伴う損害賠償の額を決定するものです。

第 1 0 3 号議案 東京都と神奈川県との境界にわたる町田市と相模原市との境界変更について

※ 町田市と相模原市との境界を、河川改修後の境川の中央に変更するものです。

第 1 0 4 号議案 町田市と相模原市との境界変更に伴う財産処分に関する協議について

※ 町田市と相模原市との境界を変更することに伴い、両市の財産の処分に関して協議するものです。

第 1 0 5 号議案 町字区域の変更について

※ 町田市と相模原市との境界を変更することに伴い、町字区域を変更するものです。

第 1 0 6 号議案 金森学童保育クラブ外 2 箇所の指定管理者の指定について

※ 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、金森学童保育クラブ外 2 箇所の指定管理者を指定するものです。

第 1 0 7 号議案 鶴川学童保育クラブ外 2 箇所の指定管理者の指定について

※ 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、鶴川学童保育クラブ外 2 箇所の指定管理者を指定するものです。

第 1 0 8 号議案 南第一さくら学童保育クラブの指定管理者の指定について

※ 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、南第一さくら学童保育クラブの指定管理者を指定するものです。

第 1 0 9 号議案 小山ヶ丘学童保育クラブの指定管理者の指定について

※ 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、小山ヶ丘学童保育クラブの指定管理者を指定するものです。

第 1 1 0 号議案 小小学童保育クラブの指定管理者の指定について

※ 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、小小学童保育クラブの指定管理者を指定するものです。

平成27年度12月補正予算

1 2月補正予算の概要

12月補正では、保育士等のキャリアアップに向けた取組や処遇改善、保育サービスの拡充などを目的として、「保育士等キャリアアップ補助金」をはじめとする3つの補助制度を東京都の制度を活用して創設します。また、施設型給付費の算定基準が明らかになったこと等に伴う補正を行います。

一般会計補正予算額	8億 2,111万5千円
-----------	--------------

補正予算の主な内容

- | | |
|--------------------|------------|
| ・保育士等キャリアアップ補助金等事業 | 1億8,041万円 |
| ・民間保育所施設型給付費 | 8億6,119万円 |
| ・民間保育所等整備支援事業 | △2億4,277万円 |

2015年度12月補正 会計別予算構成表

(千円)

区 分		補正前の額		補 正 額	計	
			構成比(%)			構成比(%)
一 般 会 計		147,512,715	55.5	821,115	148,333,830	55.6
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	51,890,105	19.5	—	51,890,105	19.4
	下 水 道 事 業 会 計	11,803,674	4.4	—	11,803,674	4.4
	介 護 保 険 事 業 会 計	29,489,814	11.1	—	29,489,814	11.1
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	9,387,648	3.5	—	9,387,648	3.5
	病 院 事 業 会 計	15,913,503	6.0	—	15,913,503	6.0
	収 益 的	14,577,458	5.5	—	14,577,458	5.5
	資 本 的	1,336,045	0.5	—	1,336,045	0.5
	小 計	118,484,744	44.5	—	118,484,744	44.4
合 計		265,997,459	100.0	821,115	266,818,574	100.0

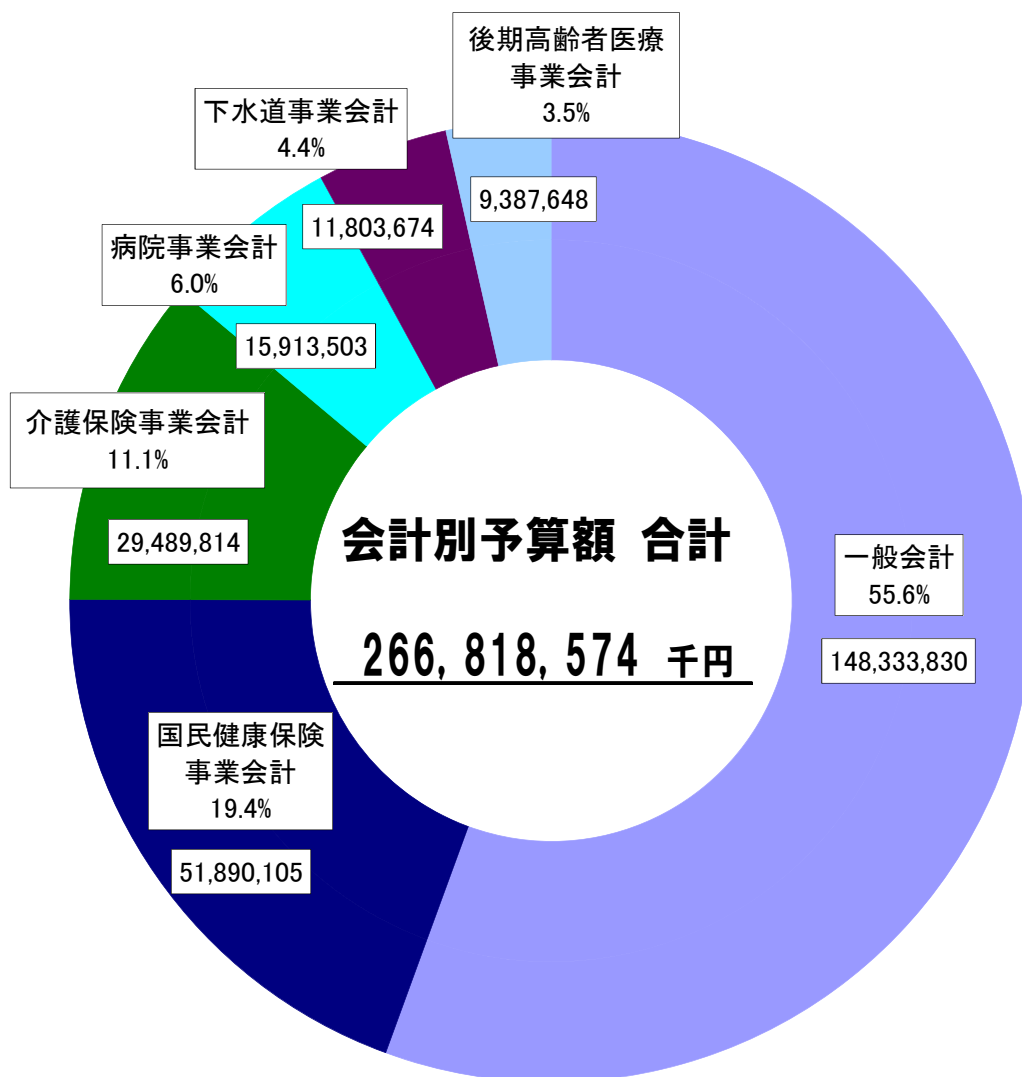
【概要】

○一般会計の補正額は8億2,111万5千円で、補正後の予算総額2,668億1,857万4千円に対する一般会計の構成比は55.6%となります。

2015年度 会計別予算構成

<12月補正後>

(単位:千円)



2015年度12月補正 一般会計歳入予算内訳表

(千円)

款	補正前の額		補正額	計	
		構成比(%)			構成比(%)
1. 市 税	67,551,723	45.8	—	67,551,723	45.5
2. 地 方 譲 与 税	632,001	0.4	—	632,001	0.4
3. 利 子 割 交 付 金	387,000	0.3	—	387,000	0.3
4. 配 当 割 交 付 金	786,000	0.5	—	786,000	0.5
5. 株式等譲渡所得割交付金	485,000	0.3	—	485,000	0.3
6. 地 方 消 費 税 交 付 金	8,436,000	5.7	—	8,436,000	5.7
7. ゴルフ場利用税交付金	40,000	0.0	—	40,000	0.0
8. 自動車取得税交付金	250,001	0.2	—	250,001	0.2
9. 地 方 特 例 交 付 金	420,000	0.3	△ 111,216	308,784	0.2
10. 地 方 交 付 税	1,037,004	0.7	—	1,037,004	0.7
11. 交通安全対策特別交付金	61,000	0.0	—	61,000	0.0
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	1,423,175	1.0	—	1,423,175	1.0
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	3,410,107	2.3	—	3,410,107	2.3
14. 国 庫 支 出 金	25,489,969	17.3	450,184	25,940,153	17.5
15. 都 支 出 金	18,322,288	12.4	212,853	18,535,141	12.5
16. 財 産 収 入	1,498,953	1.0	—	1,498,953	1.0
17. 寄 附 金	65,498	0.1	10,010	75,508	0.1
18. 繰 入 金	4,094,710	2.8	27,764	4,122,474	2.8
19. 繰 越 金	4,264,107	2.9	—	4,264,107	2.9
20. 諸 収 入	1,386,579	0.9	9,920	1,396,499	0.9
21. 市 債	7,471,600	5.1	221,600	7,693,200	5.2
歳 入 合 計	147,512,715	100.0	821,115	148,333,830	100.0

【概要】

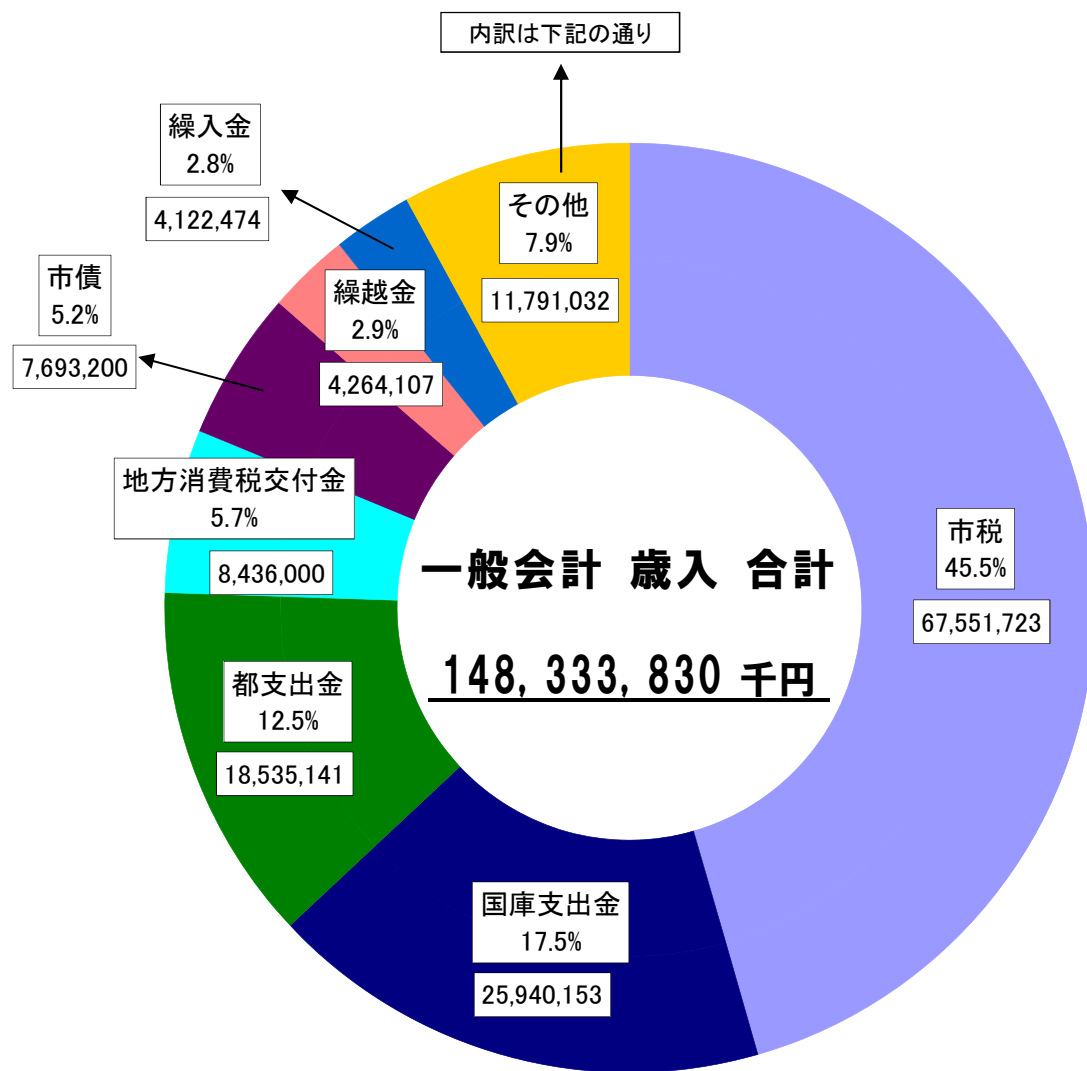
12月補正予算の主なもの

- 款9.地方特例交付金 地方特例交付金(△1.1億円)
- 款14.国庫支出金 児童保育費負担金(4.3億円)、在宅重度障害者福祉手当負担金(0.1億円)
保育所等整備交付金(0.1億円)
- 款15.都支出金 児童保育費負担金(2.2億円)、子ども家庭支援包括補助事業費補助金(1.0億円)
児童保育費補助金(0.8億円)、都民税徴収委託金(0.2億円)
子育て支援対策臨時特例交付金(△2.0億円)
- 款18.繰入金 財政調整基金繰入金(0.3億円)
- 款21.市債 臨時財政対策債(3.0億円)、保育所整備事業債(△0.8億円)

2015年度 一般会計 歳入予算内訳

<12月補正後>

(単位:千円)



その他 内訳

(単位:千円)

使用料及び手数料	3,410,107	株式等譲渡所得割交付金	485,000
財産収入	1,498,953	利子割交付金	387,000
分担金及び負担金	1,423,175	地方特例交付金	308,784
諸収入	1,396,499	自動車取得税交付金	250,001
地方交付税	1,037,004	寄附金	75,508
配当割交付金	786,000	交通安全対策特別交付金	61,000
地方譲与税	632,001	ゴルフ場利用税交付金	40,000

2015年度12月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表

(千円)

款	補正前の額 (構成比)	補正額	計 (構成比)	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	737,916 (0.5%)	—	737,916 (0.5%)	—	—	—	—	—
2. 総務費	18,697,881 (12.7%)	30,047	18,727,928 (12.6%)	—	15,463	—	10	14,574
3. 民生費	74,932,154 (50.8%)	792,001	75,724,155 (51.1%)	450,184	197,390	△ 77,100	—	221,527
4. 衛生費	13,244,361 (9.0%)	△ 4,648	13,239,713 (8.9%)	—	—	△ 1,300	—	△ 3,348
5. 労働費	39,026 (0.0%)	—	39,026 (0.0%)	—	—	—	—	—
6. 農林費	365,172 (0.2%)	—	365,172 (0.3%)	—	—	—	—	—
7. 商工費	883,964 (0.6%)	—	883,964 (0.6%)	—	—	—	—	—
8. 土木費	12,122,291 (8.2%)	10,122	12,132,413 (8.2%)	—	—	—	9,920	202
9. 消防費	5,239,434 (3.6%)	△ 6,407	5,233,027 (3.5%)	—	—	—	—	△ 6,407
10. 教育費	14,968,937 (10.1%)	—	14,968,937 (10.1%)	—	—	—	—	—
11. 災害復旧費	8 (0.0%)	—	8 (0.0%)	—	—	—	—	—
12. 公債費	6,122,571 (4.2%)	—	6,122,571 (4.1%)	—	—	—	—	—
13. 予備費	159,000 (0.1%)	—	159,000 (0.1%)	—	—	—	—	—
歳出合計	147,512,715 (100.0%)	821,115	148,333,830 (100.0%)	450,184	212,853	△ 78,400	9,930	226,548

【概要】

1 2月補正予算の主なもの

- 款2. 総務費 市税過誤納還付金 (0.3億円)
- 款3. 民生費 児童保育委託料 (8.6億円)、保育サービス推進事業補助金 (0.9億円)
保育士等キャリアアップ補助金 (0.8億円)、保育力強化事業補助金 (0.1億円)
認定こども園整備費補助金 (△1.5億円)、民間保育所整備事業費補助金 (△0.9億円)
- 款8. 土木費 公園施設撤去工事費 (0.1億円)

○債務負担行為補正の内容 (2015年度事業費・期間・総事業費)

- 追加: わかば保育園建替整備費補助事業 (3.5億円・2015～2016年度・総事業費3.8億円)
- 認定こども園施設整備費補助事業 (0.0億円・2015～2016年度・総事業費1.5億円)
- 指定収集袋作製事業 (0.0億円・2015～2016年度・総事業費2.4億円)
- 外国語指導補助委託事業 (0.0億円・2015～2018年度・総事業費2.4億円)

限度額の変更: 成瀬くりの家保育園増改築整備費補助事業

(0.1億円・2015～2016年度・総事業費0.3億円)

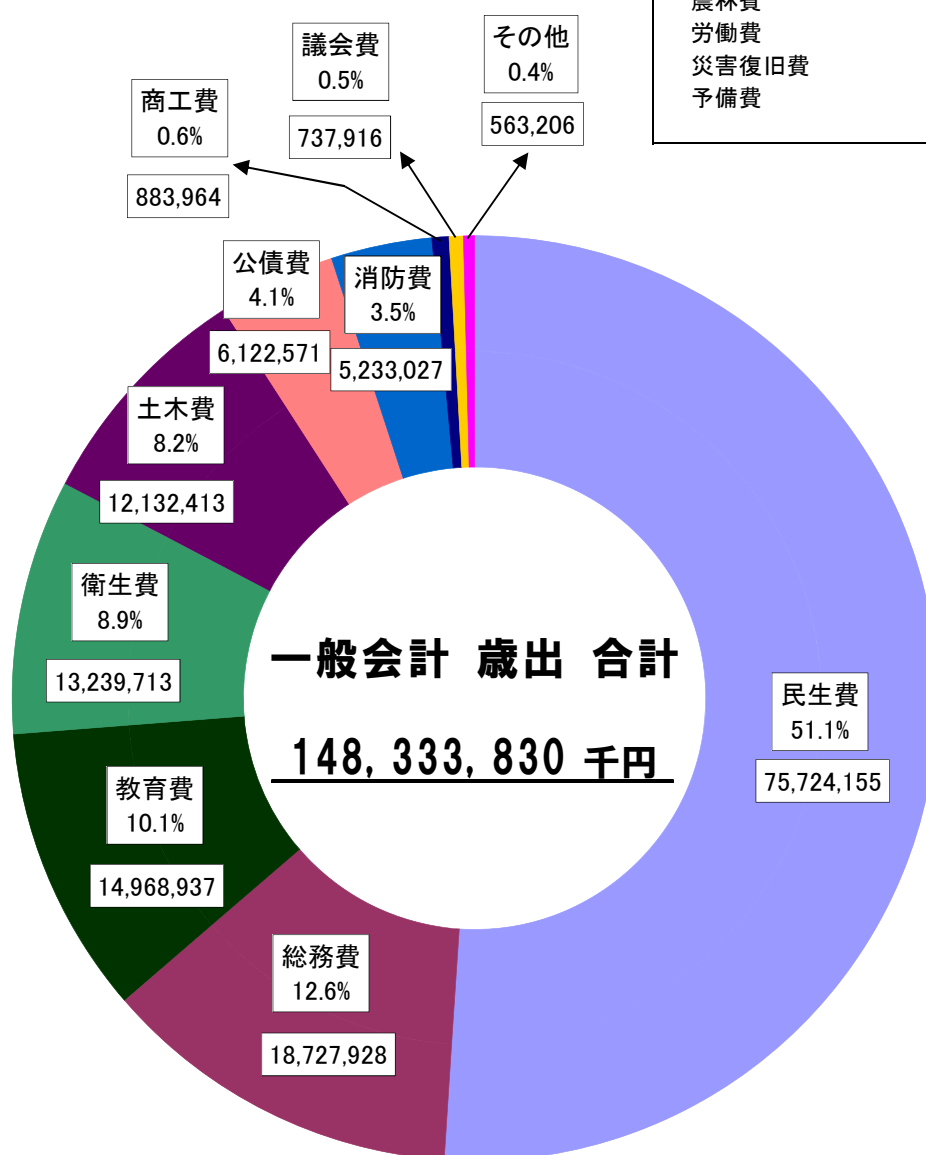
2015年度 一般会計 歳出予算 目的別内訳

<12月補正後>

(単位:千円)

その他の内訳

農林費	365,172
労働費	39,026
災害復旧費	8
予備費	159,000



2015年度12月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表

(千円)

区 分		補正前の額	構成比(%)	補正額	計	構成比(%)
義務的経費	人件費	24,804,347	16.8	△ 1,709	24,802,638	16.7
	職員給与費	21,135,727	14.3	△ 1,080	21,134,647	14.2
	特別職給与費等	3,668,620	2.5	△ 629	3,667,991	2.5
	扶助費	46,934,226	31.8	877,707	47,811,933	32.3
	公債費	6,122,570	4.2	—	6,122,570	4.1
	計	77,861,143	52.8	875,998	78,737,141	53.1
投資的経費		13,940,860	9.4	△ 298,768	13,642,092	9.2
その他経費	物件費	20,956,312	14.2	△ 523	20,955,789	14.1
	維持補修費	839,636	0.6	—	839,636	0.6
	補助費等	12,556,152	8.5	244,408	12,800,560	8.6
	繰出金	17,479,625	11.9	—	17,479,625	11.8
	出資金・貸付金	9,001	0.0	—	9,001	0.0
	積立金	3,710,986	2.5	—	3,710,986	2.5
	予備費	159,000	0.1	—	159,000	0.1
	計	55,710,712	37.8	243,885	55,954,597	37.7
歳出合計		147,512,715	100.0	821,115	148,333,830	100.0

【概要】

12月補正予算の主なもの

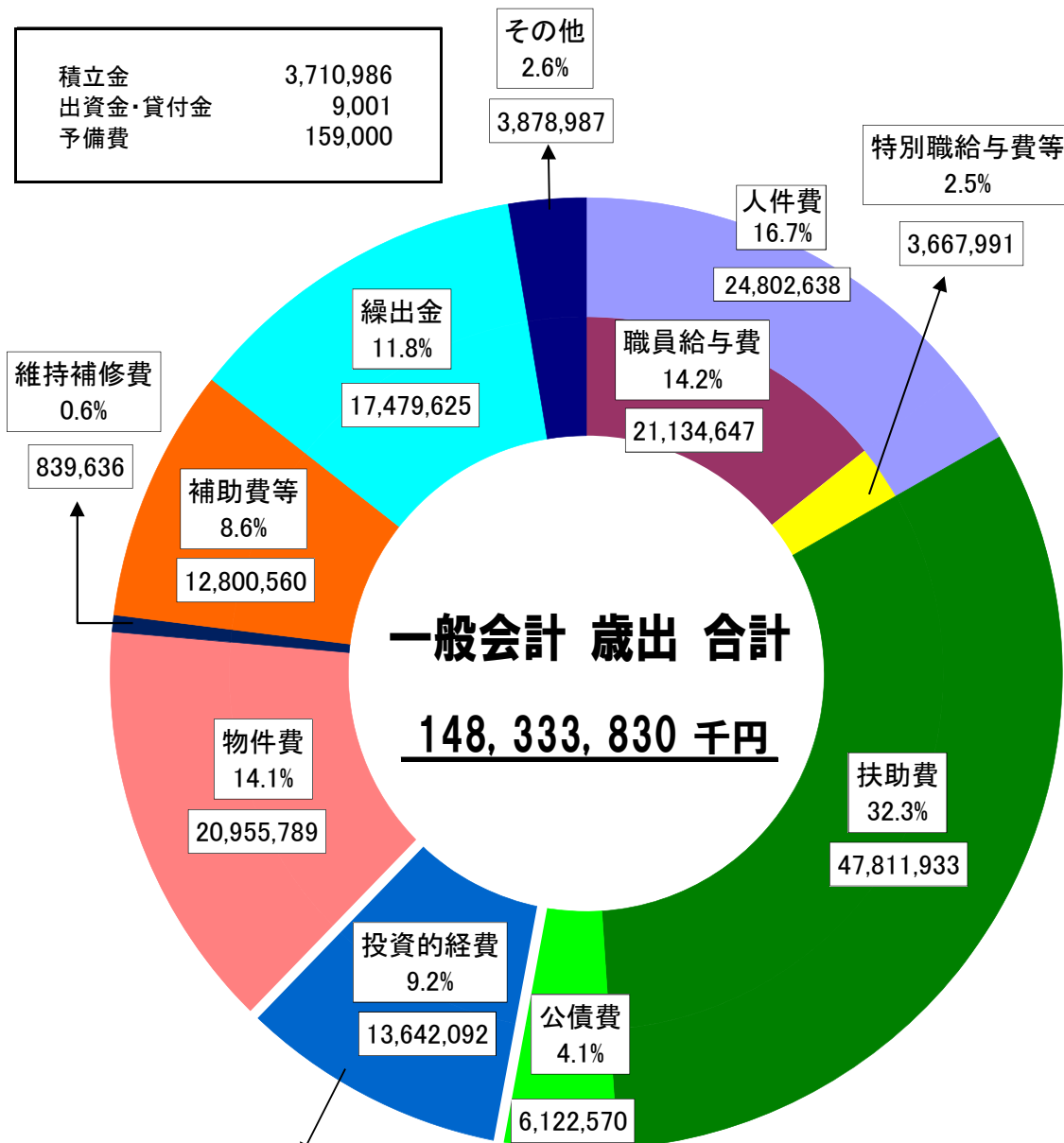
- 扶助費 児童保育委託料（8.6億円）、在宅重度障害者福祉手当（0.2億円）
- 投資的経費 認定こども園整備費補助金（△1.5億円）
民間保育所整備事業費補助金（△0.9億円）
ききょう保育園用地購入費（△0.6億円）
- 補助費等 保育サービス推進事業補助金（0.9億円）
保育士等キャリアアップ補助金（0.8億円）
保育力強化事業補助金（0.1億円）、市税過誤納還付金（0.3億円）
国・都支出金返還金（0.4億円）

2015年度 一般会計 歳出予算 性質別内訳

＜12月補正後＞

その他の内訳

(単位:千円)



投資的経費 内訳

総務費	1,208,851	土木費	4,470,562
民生費	1,718,845	消防費	406,332
衛生費	1,386,215	教育費	4,395,953
農林費	44,341	災害復旧費	8
商工費	10,985		

議案概要

議案名	第 8 8 号議案 町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関連する規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部改正に伴い改正される、地方公務員災害補償法施行令との整合性を図るため、当条例に規定されている各種年金に関する文言等を整理します。			
【議案の法的根拠】 ○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律			
問合せ先	総務部 職員課	電話	724-2761

議案概要

議案名	第 8 9 号議案 町田市職員の配偶者同行休業に関する条例		
【議案提出の目的】 地方公務員法の改正に伴い、職員の配偶者同行休業に関し、必要な事項を定めるため、制定するものです。			
【議案の内容】 ○ 配偶者同行休業制度とは 公務において活躍することが期待される有為な職員が外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするために、職員としての身分を保有しつつ、職務に従事しないことができる制度です。 ○ 取得可能期間 3 年を超えない範囲内 ○ 配偶者の外国滞在事由 ・ 外国での勤務 ・ 事業の経営その他の個人が業として行う活動であって、外国で行うもの ・ 外国の大学等であって外国に所在するものにおける修学 ○ 附則で関係する条例（4 本）の一部改正を次のとおり行います。 ・ 町田市職員退職手当支給条例 配偶者同行休業取得職員の退職手当の除算割合を定めます。 ・ 町田市職員定数条例 定数外職員に配偶者同行休業取得職員を加えます。 ・ 町田市職員の育児休業等に関する条例 育児休業を取得できない職員に配偶者同行休業に伴う任期付採用職員を加えます。 ・ 町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 配偶者同行休業をしている市民病院の職員について、給与を支給しない規定を加えます。			
【議案の法的根拠】 ○ 地方公務員法第 26 条の 6			
【改正により何が変わるか】 ○ 有為な職員の継続的な勤務を可能とすることができます。 ○ 職員のワーク・ライフ・バランスを実現することができます。			
問合せ先	総務部 職員課	電話	724-2761

議案概要

議案名	第 9 0 号議案 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 特定空家等対策審議会及び農地利用最適化推進委員の設置に伴い、委員の報酬額を定める必要があるため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 町田市特定空家等対策審議会 ・ 会 長 日 額 25,500 円 ・ 学識経験者 日 額 21,700 円 ・ その他委員 日 額 10,000 円 ○ 町田市農地利用最適化推進委員 月 額 51,000 円			
【議案の法的根拠】 ○ 町田市空家等の発生の予防、適切な管理及び活用の促進に関する条例（平成27年第4回定例会上程） ○ 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律に伴う改正農業委員会法（平成28年4月1日施行）			
問合せ先	総務部 職員課	電話	724-2761

議案概要

議案名	第 9 1 号議案 町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例		
【議案提出の目的】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第 9 条第 2 項に基づく個人番号及び特定個人情報の利用並びに同法第 19 条第 9 号に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるため、制定するものです。			
【議案の内容】 ○ 個人番号の独自利用を行う事務について定めています。（番号法第 9 条第 2 項に基づく規定） ○ 庁内の同一機関内の個人番号利用事務間における特定個人情報の移転について定めています。（番号法第 9 条第 2 項に基づく規定） ○ 庁内の他機関への特定個人情報の提供について定めています。（番号法第 19 条第 9 号に基づく規定）			
【議案の法的根拠】 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項及び第 19 条第 9 号			
問合せ先	総務部 市政情報課	電話	724-8407

議案概要

議案名		第 9 2 号議案 町田市市税条例等の一部を改正する条例	
【議案提出の目的】 地方税法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 地方税に係る徴収金の徴収の猶予及び換価の猶予に関する規定を加えます。（平成 28 年 4 月 1 日施行） ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の制定に伴い、各種様式に個人番号又は法人番号に関する規定を加えます。（平成 28 年 1 月 1 日施行）			
【議案の法的根拠】 ○ 地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年 3 月 31 日公布）			
【改正により何が変わるか】 ○ 徴収の猶予及び換価の猶予に関し、条例で定めることとされた事項として、次に掲げる事項を加えるものであり、その内容は東京都に準じています。なお、主な変更点として、申請型「換価の猶予」が創設されるとともに、猶予を認めるに当たり担保を徴する必要がない徴収金の額を「50 万円以下」から「100 万円以下」に緩和しましたが、その他は、これまでの運用と大きな変更点はありません。 ・ 徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法 ・ 徴収の猶予の申請手続等 ・ 職権による換価の猶予の手続等 ・ 申請による換価の猶予の申請手続等 ・ 担保を徴する必要がない場合 ○ 市税に関する各種様式のうち、個人番号又は法人番号の記載を必要とする様式（総務省から指示のあった様式）を定めることにより、市税事務において、個人番号及び法人番号の利用を開始します。			
問合せ先	財務部 市民税課 資産税課 納税課	電話	724-3067 724-2119 724-2122

議案概要

議案名	第 9 3 号議案 町田市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例		
【議案提出の目的】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の制定に伴う住民基本台帳法の改正により、2016 年 1 月 1 日から住民基本台帳カードが交付（新規交付、再交付）できなくなるため、廃止するものです。			
【議案の内容】 ○ 条例を廃止します。 ○ 附則で住民基本台帳カードの既存の利用者に対する経過措置を講じます。 ○ 附則で町田市印鑑条例を改正し、個人番号カード利用者にコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）の自動交付機で印鑑登録証明書を交付できるようにします。 ※ 2016 年 1 月から交付が開始される個人番号カードを取得すれば、そこに標準搭載される電子証明書により、コンビニの自動交付機で証明書交付サービスを受けることが可能です。 ※ 個人番号カードの発行を受ける方は住民基本台帳カードを返納することとなりますが、個人番号カードの発行を受けない方は、お手持ちの住民基本台帳カードを有効期限（発行から 10 年間）まで利用することが可能です（ただし、住民基本台帳カードによる国税電子申告・納税システム（e-tax）の利用は、最大 3 年間までしか利用することができません。また、住民基本台帳カードによるコンビニでの証明書発行等のその他のサービスについても、サービスの終了時期は未定ですが、いずれ終了する予定です。）。			
【議案の法的根拠】 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律第 19 条			
【この条例により何が変わるか】 ○ 住民基本台帳カードを利用したコンビニの自動交付機による証明書交付サービスについて、新規での利用申請の受付を停止します。 ○ 個人番号カード利用者に、コンビニの自動交付機で印鑑登録証明書の交付ができるようになります。			
問合せ先	市民部 市民課	電話	724-4225

議案概要

議案名		第 9 4 号議案 町田市国民健康保険条例等の一部を改正する条例							
【議案提出の目的】									
町田市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、国民健康保険税の保険税率等の改定その他関連する規定を整備するため、所要の改正をするものです。									
【議案の内容】									
○ 国民健康保険税の保険税率等を次のとおり改正します。									
※金額は年間の額です。									
【現行】									
区分	医療分			支援分			介護分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
料率	4.08%	19,700 円	9,000 円	1.38%	6,800 円	3,000 円	1.17%	8,400 円	3,000 円
↓									
【改正後】									
区分	医療分			支援分			介護分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
料率	4.74%	25,000 円	9,000 円	1.62%	8,500 円	3,000 円	1.49%	9,500 円	3,000 円
【モデルケースにおける改定額】									
※所得は、収入から必要経費を控除したものです。									
○ 3 人世帯の場合									
・ 夫 43 歳→前年中の所得 200 万円									
・ 妻 41 歳→所得なし ・ 子ども→所得なし									
<改定前>221, 900 円 → <改定後>265, 400 円（増額 43, 500 円）									
○ 年金受給者 2 人世帯の場合									
・ 夫 70 歳→前年中の年金所得 150 万円									
・ 妻 6 5 歳→前年中の年金所得なし									
<改定前>128, 800 円 → <改定後>153, 300 円（増額 24, 500 円）									
【改正により何が変わるか】									
○ 一般会計（一般財源）からの繰入金で補てんし運営していた国民健康保険財政の健全化が図られます。									
【施行日】									
平成 28 年 4 月 1 日									
問合せ先		いきいき生活部 保険年金課				電話		724-4027	

議案概要

議案名	第 9 5 号議案 町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 町田地区に子どもセンターを設置するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 町田地区に子どもセンターを設置します。 ○ 施設の概要 ① 施設名：子どもセンター「まあち」 ② 位置：町田市中町 1 丁目 31 番 22 号 ③ 床面積：1,897 m ² ④ 施設内容：鉄筋コンクリート造地上 2 階建て 1 階 カフェ、乳幼児室、音楽スタジオ 2 室、ダンススタジオ兼視聴覚室、会議室、多目的室、相談室、ウッドデッキ、事務室 2 階 プレイルーム（常設ステージ有）、光庭（ひかりにわ：屋根がないエリア）、作業室兼工作室、調理室、図書コーナー、学習スペース、テラス、事務室 ○ 開所予定日 2016 年 4 月 30 日			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課	電話	724-2182

議案概要

議案名	第 9 6 号議案 町田市空家等の発生の予防、適切な管理及び活用の促進に関する条例		
【議案提出の目的】 町田市内における空家等の発生の予防、適切な管理及び活用の促進に関し、基本理念を定め、町田市、市民、空家等の所有者又は管理者及び事業者の責務を明らかにするとともに、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施し、もって市民の生活環境の保全に寄与することを目的として、制定するものです。			
【議案の内容】 ○ 空家等の発生の予防、適切な管理及び活用の促進に向けた市の基本的な理念や責務を規定します。 ○ 空家等の所有者又は管理者、市民、事業者の責務について規定します。 ○ 特定空家等の措置基準について規定します。 ○ 特定空家等への措置等にあたり諮問する付属機関である町田市特定空家等対策審議会の設置等について規定します。			
【議案の法的根拠】 ○ 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 27 年 2 月 26 日施行）			
問合せ先	都市づくり部 住宅課	電話	724-4269

議案概要

議案名	第 9 7 号議案 町田市斜面地における建築物の建築の制限に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 建築基準法及び建築基準法施行令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 建築基準法の改正（平成 27 年 6 月 1 日施行）により、地階の容積率不算入の対象建築物に老人ホーム等が追加されたため、条文第 2 条の「対象建築物」を一部改正し、老人ホーム等を追加します。			
【議案の法的根拠】 ○ 建築基準法第 50 条（用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限）、第 52 条第 3 項・第 5 項（容積率）			
【改正により何が変わるか】 ○ これまで共同住宅と住戸の数が 3 以上の長屋が対象建築物でしたが、老人ホーム等を追加することで、共同住宅等と同様に規制し、斜面地周辺における良好な住環境の確保と調和を図ることができます。			
問合せ先	都市づくり部 建築開発審査課	電話	724-4273

議案概要

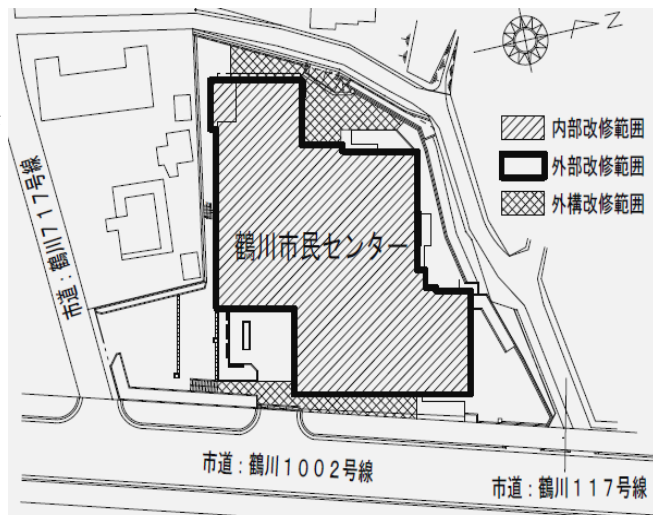
議案名	第 9 8 号議案 町田市農業委員会委員及び町田市農地利用最適化推進委員の定数条例		
【議案提出の目的】 農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、町田市農業委員会委員及び町田市農地利用最適化推進委員の定数等について必要な事項を定めるため、制定するものです。 【議案の内容】 ○ 農業委員の選出方法が、「選挙及び選任」から「議会の同意を得て市長が任命」に変更となります。 ○ 町田市農業委員会の構成について、「選挙による委員」15 名と「選任による委員」5 名で組織されていましたが、改正により「市長の任命による委員」14 名に変更となります。 ○ 町田市農業委員会が新たに「町田市農地利用最適化推進委員」6 名を委嘱します。 ○ 附則で「町田市農業委員会の選挙による委員の定数条例」を廃止します。 【議案の法的根拠】 ○ 農業委員会等に関する法律 ○ 農業委員会等に関する法律施行令 【改正により何が変わるか】 ○ 農業委員の選出方法を市議会の同意を要件とする市長の任命制に変更することで、地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任できるようになります。 ○ 農地利用最適化推進委員を設置することで、農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）をより良く果たせるようになります。			
問合せ先	農業委員会事務局	電話	724-2169

議案概要

議案名	第 9 9 号議案 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について		
【議案提出の目的】 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体に青梅市及び浅川清流環境組合が加入するため、同委員会の共同設置規約を変更するものです。			
【議案の内容】 ○ 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体に青梅市及び浅川清流環境組合が加入します。			
【議案の法的根拠・積算根拠】 ○ 地方自治法第 252 条の 7 第 2 項			
問合せ先	総務部 職員課	電話	724-2761

議案概要

議案名		第 100 号議案 鶴川市民センター改修工事請負契約	
【議案提出の目的】 竣工後 30 年を経過し老朽化した施設について、安全性及び耐久性を高める維持保全を目的とした改修工事を行うため、工事請負契約を締結するものです。			
【議案の内容】			
○ 工事内容			
・ 内部改修（地下 1 階から 2 階 各フロア） 床・壁・天井の塗装・撤去・新設等 機械室を男女更衣室・倉庫・廊下として改修 談話コーナーを地域活動室として改修 昇降機の撤去・新設（11 人乗り・車イス対応） 他			
・ 外部改修 屋上防水、金属屋根塗装、外壁補修 他			
・ 外構改修 擁壁のひび割れ補修 設備配管更新部分の再舗装 他			
○ 構造			
・ 鉄筋コンクリート造 地上 2 階地下 1 階建て			
○ 延床面積 2,609.97 ㎡			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結）			
○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準）			
○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）			
【契約の概要】			
○ 契約目的		鶴川市民センター改修工事	
○ 契約方法		条件付一般競争入札	
○ 契約金額		204,768,000 円	
○ 契約相手方		東京都町田市能ヶ谷四丁目 22 番 11 号 株式会社 イワヲ建設 代表取締役 鈴木 圭司	
○ 工期		契約確定の日から 2016 年 9 月 30 日まで	
問合せ先	財務部 契約課 営繕課	電話	724-2523 724-1293



議案概要

議案名		第 101 号議案 市有財産の無償譲渡について	
【議案提出の目的】			
市有財産である旧本町田西小学校及び旧本町田中学校の建物(以下「旧学校施設」という。) について、2015 年 10 月 21 日に締結した「旧本町田西小学校及び旧本町田中学校跡地活用に 係る基本協定書」に定める事業を円滑かつ確実に実施することを目的に、学校法人 桜美林学 園に無償で譲渡するものです。			
【議案の内容】			
○ 旧学校施設を学校法人桜美林学園に無償で譲渡します。			
＜旧学校施設概要＞			
・ 旧本町田西小学校 所在地 町田市本町田 2591 番地 3			
種 類	構 造	床面積(㎡)	
校舎及び体育館	鉄筋コンクリート造・4 階建て一部 3 階建て	7,886.00	
倉 庫	鉄骨造・2 階建て一部平屋建て	118.00	
倉 庫	コンクリートブロック造・平屋建て	17.00	
便所及びポンプ室	コンクリートブロック造・平屋建て	23.00	
	合計	8,044.00	
・ 旧本町田中学校 所在地 町田市本町田 2600 番地 4			
種 類	構 造	床面積 (㎡)	
校 舎	鉄筋コンクリート造・4 階建て一部 3 階建て	7,783.54	
体育館	鉄骨造・2 階建て	996.00	
倉 庫	コンクリートブロック造・2 階建て一部平屋建て	141.00	
プール付属室及びポンプ室	コンクリートブロック造・平屋建て	114.00	
プール	鉄筋コンクリート造	—	
	合計	9,034.54	
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法 237 条第 2 項(財産の管理及び処分)			
【契約の概要】			
○ 契約相手方 学校法人 桜美林学園 理事長 佐藤 東洋士			
【契約予定日】			
○ 2016 年 1 月 29 日			
【経緯】			
○ 2011 年 10 月～2013 年 3 月：木曽山崎団地地区のまちづくりについて検討を行う			
○ 2013 年 7 月：「木曽山崎団地地区まちづくり構想」策定			
○ 2014 年 5 月：旧本町田西小学校及び旧本町田中学校に私立学校を誘致することについて方 針決定			
○ 2014 年 12 月 1 日～2015 年 4 月 30 日：私立学校を設置する事業者を募集			
○ 2015 年 7 月 1 日：私立学校誘致に係る事業者評価委員会による評価			
○ 2015 年 8 月 3 日：評価結果報告を受け、市が事業候補者を学校法人桜美林学園に決定			
○ 2015 年 10 月 21 日：学校法人桜美林学園と基本協定を締結			
問合せ先	財務部 管財課	電話	724-2151

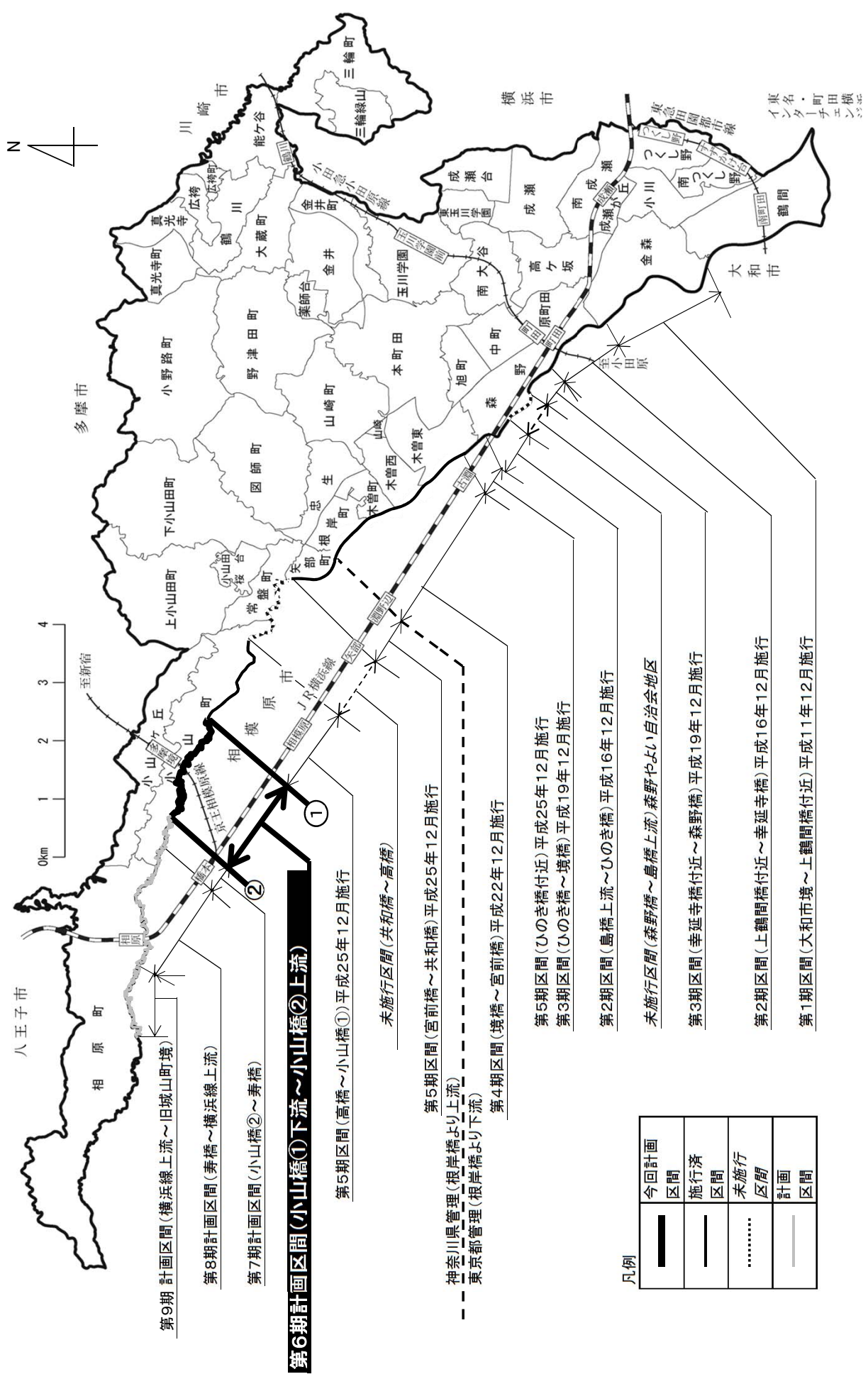
議案概要

議案名	第 1 0 2 号議案 損害賠償の額の決定について		
【議案提出の目的】 手術による後遺障害の発生に伴う損害賠償の額を決定するものです。			
【議案の内容】 ○ 損害賠償の額 12, 500, 000 円			
【経緯】 ○ 2012 年 12 月 26 日、町田市民病院において左頸部腫瘍摘出手術を行ったところ、その後に腕神経叢麻痺を発症したものです。損害賠償の額について、代理人による話し合いの結果、合意案がまとまったものです。			
問合せ先	町田市民病院事務部 総務課	電話	722-2230（代）

議案概要

議案名	第 103 号議案 東京都と神奈川県境界にわたる町田市と相模原市との境界変更について		
【議案提出の目的】			
町田市と相模原市の行政境界は、改修前の境川の河川中央となっています。境川の河川改修により市域の一部が新河川により分断され、飛地が生じています。この飛地により関係権利者の土地利用や行政施策上に不都合が生じています。これらの不都合を解消し利便性の向上を図るため、関係権利者の同意の上、両市の境界を改修後の河川中央に変更するものです。			
【議案の内容】			
○ 町田市と相模原市が境川を挟んで接する行政境界の総距離は約 22km です。両市はこの行政境界のうち旧城山町を除く 18.8km を 9 区間に分けて境界変更することを確認し、1995 年から順次取り組んでいます。			
今回は第 6 期として計画した区間のうち、関係権利者全員の同意が得られた区域を対象とします。			
○ 実施区間			
・ 小山橋（小山交差点付近） ～ 小山橋（三ッ目信号付近）まで 所在：小山町字九号 1147 番 8 付近 所在：小山町字三十四号 3669 番 5 付近			
○ 変更対象区域概要			
・ 区域距離 上記実施区間のうち、関係権利者全員の同意が得られた区域 約 1.9km（新河川の中心線の延長）			
・ 異動面積 相模原市から町田市へ 11,085.19 m ² 町田市から相模原市へ 8,116.67 m ² 差引 2,968.52 m ² （町田市の面積が差引増）			
・ 異動対象住民（2015 年 10 月現在） 相模原市から町田市への異動 0 世帯 0 名 町田市から相模原市への異動 0 世帯 0 名			
・ 異動対象法人（2015 年 10 月現在） 相模原市から町田市への異動 0 法人 町田市から相模原市への異動 0 法人			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 3 項			
【今後の予定】			
○ 2015 年 12 月 町田市及び相模原市市議会において境界変更議案を原案のとおり可決予定			
○ 2016 年 3 月 東京都議会及び神奈川県議会において境界変更議案を可決予定			
○ 2016 年 7 月 総務省告示予定			
○ 2016 年 12 月 1 日 境界変更施行予定			
問合せ先	総務部 総務課	電話	724-2104

町田市・相模原市行政境界変更事業 全体計画図



議案概要

議案名	第 104 号議案 町田市と相模原市との境界変更に伴う財産処分に関する協議について		
【議案提出の目的】 町田市と相模原市との境界を変更することに伴い、両市の財産の処分に関して協議するものです。			
【議案の内容】 ○ 本区域内に所在する両市所有の財産の移転について、協議の対象となるものは次のとおりです。 ○ 変更区域協議対象箇所 ・ 下水道施設 公共污水ます、取付管、人孔（マンホール）、污水管、雨水管、吐口 ・ 道路 相模原市中央区宮下本町三丁目 1801 番 2 42 m ² 畑 相模原市中央区宮下本町三丁目 1801 番 3 79 m ² 畑 相模原市中央区宮下本町三丁目 1801 番 6 6.11 m ² 公衆用道路 ・ 橋りょう 平成橋（町田市小山町字九号 1161 番 6 付近） 昭和橋（町田市小山町字二十二号 2474 番 24 付近） 大正橋（町田市小山町字二十二号 2496 番 5 付近） 坂本橋（町田市小山町字二十九号 3151 番 2 付近） 坂本橋（人道橋）（町田市小山町字二十九号 3151 番 2 付近） 蓬莱橋（町田市小山町字三十八号 4312 番 2 付近）			
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 5 項			
【施行予定日】 ○ 2016 年 12 月 1 日			
問合せ先	総務部 総務課	電話	724-2104

議案概要

議案名	第 1 0 5 号議案 町字区域の変更について		
【議案提出の目的】 町田市と相模原市との境界の変更に伴い、町字区域を変更するものです。			
【議案の内容】 ○ 町田市と相模原市との境界変更に伴い、町田市に編入される区域は次のとおりです。			
○ 編入される区域一覧			
<相模原市>		<町田市>	
・中央区宮下本町二丁目の一部	⇒	小山町字九号	
・中央区宮下本町二丁目の一部	⇒	小山町字二十二号	
・中央区宮下本町三丁目の一部	⇒	小山町字二十二号	
・中央区宮下本町三丁目の一部	⇒	小山町字二十三号	
・中央区宮下本町三丁目の一部	⇒	小山町字三十八号	
・緑区東橋本三丁目の一部	⇒	小山町字三十三号	
・緑区東橋本三丁目の一部	⇒	小山町字三十四号	
・緑区東橋本四丁目の一部	⇒	小山町字三十八号	
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項			
【施行予定日】 ○ 2016 年 12 月 1 日			
問合せ先	総務部 総務課		電話 724-2104

議案概要

議案名		第 106 号議案 金森学童保育クラブ外 2 箇所の指定管理者の指定について																
【議案提出の目的】 金森学童保育クラブ外 2 箇所を管理する指定管理者を指定するものです。																		
【議案の内容】																		
○ 指定管理者候補者 法人名：社会福祉法人 町田市社会福祉協議会 会 長：佐々木 のり 所在地：町田市原町田四丁目 9 番 8 号																		
○ 指定管理者が行う主な業務 ・学童の保育に関する業務 ・学童の特別保育に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務																		
○ 指定管理期間 2016 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで（5 年間）																		
○ 施設概要																		
<table><tr><th>名称</th><th>所在地/小学校区</th><th>延床面積</th></tr><tr><td rowspan="2">金森学童保育クラブ</td><td>町田市金森東一丁目 2 番 1 号</td><td rowspan="2">231.04 m²</td></tr><tr><td>南第三小学校</td></tr><tr><td rowspan="2">森野学童保育クラブ</td><td>町田市森野二丁目 21 番 28 号</td><td rowspan="2">261.85 m²</td></tr><tr><td>町田第四小学校</td></tr><tr><td rowspan="2">鶴川第四学童保育クラブ</td><td>町田市鶴川三丁目 22 番地</td><td rowspan="2">264.47 m²</td></tr><tr><td>鶴川第四小学校</td></tr></table>				名称	所在地/小学校区	延床面積	金森学童保育クラブ	町田市金森東一丁目 2 番 1 号	231.04 m ²	南第三小学校	森野学童保育クラブ	町田市森野二丁目 21 番 28 号	261.85 m ²	町田第四小学校	鶴川第四学童保育クラブ	町田市鶴川三丁目 22 番地	264.47 m ²	鶴川第四小学校
名称	所在地/小学校区	延床面積																
金森学童保育クラブ	町田市金森東一丁目 2 番 1 号	231.04 m ²																
	南第三小学校																	
森野学童保育クラブ	町田市森野二丁目 21 番 28 号	261.85 m ²																
	町田第四小学校																	
鶴川第四学童保育クラブ	町田市鶴川三丁目 22 番地	264.47 m ²																
	鶴川第四小学校																	
【議案の法的根拠】																		
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項																		
○ 町田市学童保育クラブ設置条例																		
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課	電話	724-2182															

議案概要

議案名		第 107 議案 鶴川学童保育クラブ外 2 箇所の指定管理者の指定について																
【議案提出の目的】 鶴川学童保育クラブ外 2 箇所を管理する指定管理者を指定するものです。																		
【議案の内容】																		
○ 指定管理者候補者 法人名：特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会 理事長：三階 広明 所在地：町田市中町一丁目 19 番 5 号																		
○ 指定管理者が行う主な業務 ・学童の保育に関する業務 ・学童の特別保育に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務																		
○ 指定管理期間 2016 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで（5 年間）																		
○ 施設概要																		
<table><tr><th>名称</th><th>所在地/小学校区</th><th>延床面積</th></tr><tr><td rowspan="2">鶴川学童保育クラブ</td><td>町田市鶴川六丁目 5 番地</td><td rowspan="2">140.77 m²</td></tr><tr><td>鶴川第三小学校</td></tr><tr><td rowspan="2">どろん子学童保育クラブ</td><td>町田市金森東三丁目 22 番 24 号</td><td rowspan="2">247.78 m²</td></tr><tr><td>南第四小学校</td></tr><tr><td rowspan="2">金井学童保育クラブ</td><td>町田市金井町 2, 612 番地 183</td><td rowspan="2">238.49 m²</td></tr><tr><td>金井小学校</td></tr></table>				名称	所在地/小学校区	延床面積	鶴川学童保育クラブ	町田市鶴川六丁目 5 番地	140.77 m ²	鶴川第三小学校	どろん子学童保育クラブ	町田市金森東三丁目 22 番 24 号	247.78 m ²	南第四小学校	金井学童保育クラブ	町田市金井町 2, 612 番地 183	238.49 m ²	金井小学校
名称	所在地/小学校区	延床面積																
鶴川学童保育クラブ	町田市鶴川六丁目 5 番地	140.77 m ²																
	鶴川第三小学校																	
どろん子学童保育クラブ	町田市金森東三丁目 22 番 24 号	247.78 m ²																
	南第四小学校																	
金井学童保育クラブ	町田市金井町 2, 612 番地 183	238.49 m ²																
	金井小学校																	
【議案の法的根拠】																		
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項																		
○ 町田市学童保育クラブ設置条例																		
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課	電話	724-2182															

議案概要

議案名	第 108 号議案 南第一さくら学童保育クラブの指定管理者の指定について									
【議案提出の目的】 南第一さくら学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。										
【議案の内容】										
○ 指定管理者候補者 法人名：特定非営利活動法人 ワーカーズコープ 代表理事：藤田 徹 所在地：豊島区東池袋一丁目 44 番 3 号 池袋 I S P タマビル										
○ 指定管理者が行う主な業務 ・ 学童の保育に関する業務 ・ 学童の特別保育に関する業務 ・ 施設の維持管理に関する業務										
○ 指定管理期間 2016 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで（5 年間）										
○ 施設概要										
<table><tr><td>名称</td><td>所在地/小学校区</td><td>延床面積</td></tr><tr><td rowspan="2">南第一さくら学童保育クラブ</td><td>町田市鶴間 187 番地</td><td rowspan="2">178.65 m²</td></tr><tr><td>南第一小学校</td></tr></table>				名称	所在地/小学校区	延床面積	南第一さくら学童保育クラブ	町田市鶴間 187 番地	178.65 m ²	南第一小学校
名称	所在地/小学校区	延床面積								
南第一さくら学童保育クラブ	町田市鶴間 187 番地	178.65 m ²								
	南第一小学校									
【議案の法的根拠】										
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項										
○ 町田市学童保育クラブ設置条例										
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課	電話	724-2182							

議案概要

議案名	第 109 号議案 小山ヶ丘学童保育クラブの指定管理者の指定について									
【議案提出の目的】 小山ヶ丘学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。										
【議案の内容】										
○ 指定管理者候補者 法人名：社会福祉法人 景行会 理事長：齋藤 彰平 所在地：町田市本町田 3, 133 番地 5										
○ 指定管理者が行う主な業務 ・学童の保育に関する業務 ・学童の特別保育に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務										
○ 指定管理期間 2016 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで（5 年間）										
○ 施設概要										
<table><tr><th>名称</th><th>所在地/小学校区</th><th>延床面積</th></tr><tr><td rowspan="2">小山ヶ丘学童保育クラブ</td><td>町田市小山ヶ丘五丁目 37 番地</td><td rowspan="2">403.19 m²</td></tr><tr><td>小山ヶ丘小学校</td></tr></table>				名称	所在地/小学校区	延床面積	小山ヶ丘学童保育クラブ	町田市小山ヶ丘五丁目 37 番地	403.19 m ²	小山ヶ丘小学校
名称	所在地/小学校区	延床面積								
小山ヶ丘学童保育クラブ	町田市小山ヶ丘五丁目 37 番地	403.19 m ²								
	小山ヶ丘小学校									
【議案の法的根拠】										
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項										
○ 町田市学童保育クラブ設置条例										
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課	電話	724-2182							

議案概要

議案名	第 1 1 0 号議案 小山学童保育クラブの指定管理者の指定について									
【議案提出の目的】 小山学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。										
【議案の内容】										
○ 指定管理者候補者 法人名：社会福祉法人 貴静会 理事長：小山 貴好 所在地：町田市常盤町 2, 970 番地 1										
○ 指定管理者が行う主な業務 ・学童の保育に関する業務 ・学童の特別保育に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務										
○ 指定管理期間 2016 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで（5 年間）										
○ 施設概要										
<table><tr><td>名称</td><td>所在地/小学校区</td><td>延床面積</td></tr><tr><td rowspan="2">小山学童保育クラブ</td><td>町田市小山町 944 番地</td><td rowspan="2">355.46 m²</td></tr><tr><td>小山小学校</td></tr></table>				名称	所在地/小学校区	延床面積	小山学童保育クラブ	町田市小山町 944 番地	355.46 m ²	小山小学校
名称	所在地/小学校区	延床面積								
小山学童保育クラブ	町田市小山町 944 番地	355.46 m ²								
	小山小学校									
【議案の法的根拠】										
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項										
○ 町田市学童保育クラブ設置条例										
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課	電話	724-2182							



この冊子は、350部作成し、1部あたりの単価は224円です（職員人件費を含みます）。